

府 益 第 7 6 8 号  
平成 2 4 年 3 月 1 6 日

内閣総理大臣  
野田 佳彦 殿

公益認定等委員会  
委員長 池田 守男



答申書

平成 2 4 年 3 月 9 日付け府益担第 3.1 3 8 号をもって公益認定等委員会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙記載の法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号）第 1 0 0 条に規定する認定の基準に適合すると認めるのが相当である。

1. 法人コード：A006350
2. 法人の名称：社団法人全国宅地建物取引業保証協会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会
4. 代表者の氏名：伊藤 博
5. 主たる事務所の所在場所：東京都千代田区岩本町二丁目6番3号
6. 公益目的事業
  - (1) <苦情相談・解決事業>一般消費者の利益の擁護・増進を図るため、宅地建物取引業法(以下「宅建業法」という)第64条の5に定める一般消費者等からの苦情の相談に応じ、必要な助言をしたり、当該苦情を解決する事業
  - (2) <研修・情報提供事業>国民生活の基盤である宅地建物取引の適正化や紛争の未然防止を図るために、宅建業法第64条の6に定める宅地建物取引主任者や従事者が専門的知識を習得する研修事業及び一般消費者等に対して宅地建物取引に係る適切な知識・情報を提供する事業
  - (3) <保証事業>宅地建物取引における損害を被った一般消費者等に対する損害補填及び取引による損害発生の未然防止のため、宅建業法第64条の8に定める保証協会社員と宅地建物取引をした者の有する債権を弁済(損害の補填)する事業及び購入者が支払った手付金等の保証や保管をする事業
  - (4) <宅地建物取引健全育成事業>宅地建物取引の活性化並びに安全・安心な取引の推進を通じた消費者保護を図るための各種調査研究及び消費者等への宅地建物取引に関する普及啓発活動並びに人材育成事業
7. 収益事業等
  - (1) 不動産賃貸事業
8. 旧主務官庁の名称：国土交通省